

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社本間組（所在地 新潟県新潟市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年10月2日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 小澤 辰巳
電話 025-370-6650（課直通）

令和5年10月2日
北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社本間組	新潟県新潟市中央区西湊町通三ノ町 3300-3

2. 指名停止措置期間： 令和5年10月2日～令和5年10月15日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者株式会社本間組と契約した「新潟港（西港地区）第二西防波堤嵩上工事」において、令和3年6月24日、パラペット部の嵩上コンクリートを打設するため、型枠組立作業中に使用していた簡易足場が下請負者の作業員2名とともに海中に落下、作業員1名が死亡、1名が負傷した。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

また、上記措置理由に加えて「工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）を準用する「地方支分局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱について」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1号についても該当することから、指名停止措置を行うものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内